

*1975（昭和 50）年 2 月 13 日に、全国学校図書館協議会（著作権委員会山口勇委員長、矢田勉士委員、有吉忠行委員、笠木幸彦委員会担当職員が、文化庁及び文部省（当時）を訪ね、安達文化庁長官、同文化部長、同著作権課長、文部省の初中局長に提出した文書。

（出典）「学校図書館における資料の複製について（要請）」『学校図書館 速報版』昭和 50（1975）年 2 月 25 日付 1-3 面）

学校図書館における資料の複製について（要請）

現代の学校教育における新しい課題の一つは、既成の文化遺産としての知識を伝授するだけでなく、児童・生徒が主体的に学習する能力を身につけさせることであります。また、今日ほど深くものを考え意欲をもってことに処せる創造的な人間が要求されている時代はありません。このような人間を育成するためには、知識を注入するような指導をしては到底その要求に応えることはできません。子どもたちが自学的に学習にとりくむように指導しなければなりません。それは、多くの情報の中から必要とする情報を選択し、整理し、蓄積し、さらに必要に応じて抽出し、構成して当面する課題を自ら解決するような学習指導をすることを意味します。

したがって、学校のなかにあつて、児童・生徒の必要とする情報を多量に収集し、組織化して提供する学校図書館の機能は、現代の学校教育を展開する上に重要なものとなってきます。この情報源である学校図書館に児童・生徒が訪れて自らの学習に必要な情報を入手するに当たって最も合理的な方法によって情報の複製を得ることは、学習目的を達成する上から当然なことでもあります。にもかかわらず、現行の著作権法は学校図書館における複製の提供を禁止しております。これは、現代の学校教育の展開に著しく認識を欠いた措置といわざるを得ないのであります。

このことは複製物の保存についてもいえるのであります。近年における科学技術のめざましい進歩は、教育メディアについてもその多様化をもたらしました。児童・生徒が学習するメディアは印刷メディアであるという固定観念は捨てざるを得なくなりました。教師にとっては「なに」を指導するかと同時に「いかに」指導するかの研究領域が大きく広がりました。このことは教材に対して多くの研究とその作成への時間と労力が教師に要求されることになりました。一時間の授業をするのに、それに数倍する時間が教材研究と教材作成とに要するようになったと一般にいわれているところであります。

これらの教材は、教師の自作によるものが多いわけですが、複写複製によるものも少なくありません。せつかく時間をかけ、かつ、経費をかけて苦心して複製したこれらの教材は、使用後は学校図書館などにたいせつに保存し、必要に応じて再利用したいと考えますが、現行法はこれを許しておりません。

小学校・中学校・高等学校における教育課程は、学習指導要領などによって大綱が規定さ

れており、教師のまったくの恣意によって学習が展開されるものではありません。したがって一度作成された複写製教材は、他のクラスにおいても使用できますし、他の教師にあってはこれを利用できるわけであり、また、次年度においても再び利用可能であります。こういった利用ができるため、単年度においては手数においても、経費においても負担が大きいかかわらず、長期的な利用を考えて、思いきって制作を試みる場合もあるわけであり、これらは、いかにしたら少しでも学習内容を充実できるかという観点から考えられることであることは、いうまでもないことでもあります。しかるに現行法は、このような利用法を認めてはおりません。必要のたびごとに作成し、廃棄し、また同一のものを作成せよと命じているのであります。教師の無駄な労働や手数を省くといった面からも、貴重な資源を愛護するといった面からも、ひいては国民の税金によって賄われる経費を節約する面からも、まったく現実を無視した措置となっているのであります。

このように、現行法は複製についても、これの保存についても学校として、あるいは学校図書館として、これに対応することを認めておりません。法第三十一条にいう「図書館等」に学校図書館は含まれないため著作物の複製交付行為は許されず複製の保存も認められません。また、第三十五条は、学校での複製は認めています、これは教師がその授業の過程においての複製使用を認めるものであって、自発的に子どもたちが学習課題を解決するために行なう複製や教師が教材として作成した複製物の保存を認めたものではありません。しかし、同じ子どもたちが公共図書館等での複製を求めた場合は、その提供が可能とされているのであります。総じて学校教育の枠内で処理されてよいことが、学校としても学校図書館としても認められず、同じことが社会教育施設等に移れば認められるといった不合理な措置になっているのであります。これは、学校における教育の内容および教育の方法の一部の欠落を余議なくさせることを意味するものであり、児童・生徒の学習の効率を著しく阻害するものといえます。よってここに、下記に掲げる事項について著作権法ないし同法施行令・施行規則などの改正を要請いたします。

- (1) 児童・生徒および教職員の求めに応じて学校図書館においても著作物の複製が提供できるようにしていただきたい。

<説明> 学校図書館は学校のなかにあつて児童・生徒に対し、もっとも適切な指導者が存在する場所であるにもかかわらず、そこでは児童・生徒は複製を求めることは許されず、同じ児童・生徒が公共図書館で資料の複製を求めることは法第31条によって認められているのであります。また、現行法は大学・高等専門学校の図書館については、同じ学校の図書館であっても複製を許しております。これらの図書館は、小学校・中学校・高等学校図書館と

は提供する資料の難易や性格は当然差がありますが、学校教育の目的を達成するという本質的な機能の上では何ら差異がないにもかかわらず一方は認め、一方は禁止しているのがあります。これは、一方的に知識を伝授する詰込教育に小・中・高校を封じこめる糸といわないにしても、現代教育の要請に対して根本的な認識を欠いたことからの措置といわざるを得ません。

著作物の複製が認められる図書館には同法施行令第一条によって、司書またはこれに相当する職員として文部省令で定める職員が置かれているものとされています。学校図書館には、これに相当する職員として司書教諭が置かれているので資格の上での支障の点では問題はありません。

(2) 図書館資料の保存や入手困難資料の複製を学校図書館にも認めていただきたい。

＜説明＞ 現行法はその第三十一条第二項および第三項において図書館が図書館資料の保存のため、あるいは入手困難な資料の複製を他館の求めに応じて提供することを認めておりますが、これも学校図書館に限っては認めておりません。学校図書館は資料を保存することを第一義的な目的とする図書館ではありませんが、学校図書館法第二条の明示をまつまでもなく、学校図書館は図書館資料を「保存し、これを児童または生徒及び教師の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童または生徒の健全な教養を育成することを目的に」しているのであります。

およそ図書館機能を発揮させようとするならば完全な状況で資料を保存し提供するものは図書館の第一義的任務であり、本校の運用を学校図書館においても必要とすることは当然です。

(3) 学校では、教育課程の展開の上で、児童または生徒が著作物の複製ができるようにしていただきたい。

＜説明＞ 現行法第 35 条によると教育を担当する者、つまり教師は、授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、著作物の複製ができるとしています。しかし、現代の学習はさきにも述べましたように、教師が教科書教材を教えこむ授業から、児童・生徒が多く資料を利用して自ら問題を解決する学習への変わろうとしています。それは、児童・生徒自身が学習の主体として学習にとりくむことを意味するものであります。したがって、学習の場で要求される著作物の複製は教師だけでなく、個々の児童・生徒が学習活動を展開していくことをも含めて、その範囲が考えられなければなりません。

学校での複製機器の設置場所は学校図書館をはじめ職員室、事務室、印刷室等多岐にわたっていますが、そのいずれもが教職員が管理する場所であって、児童・生徒が野放図にその使用をすることは不可能であります。学校での複製の許容範囲を児童・生徒の自主的学習での要求にまで広げたとしても、教師の監督下における複製であって、児童・生徒が目的外に不当に複製することを心配する必要はないと思います。

(4) 学校では、いくつかの著作物の一部を複製し再構成して、二次的著作物の作成ができるようにしていただきたい。

<説明> 広く情報を求め多くの資料を活用して問題を解決していく学習を展開するにあたっては、現にある資料を複製するだけにとどまりません。教師や児童・生徒は、いくつかの著作物から複製した資料を学習計画にそって再構成し、学習展開に便利な資料として利用することが多々行なわれます。もちろん、こうして作成された二次著作物は、保存されて繰り返し利用される場合もあります。現行法は、第28条においては、二次著作の作成は原著作者の許諾を必要とするむね規定されていますが、これはきわめて煩瑣であるばかりでなく、個々の教師なりが許諾を得る手続きをとることは、事実上不可能に近いこととなります。学校において作成される二次著作物にあたってはその手続きを省略することが望ましいと思います。

(5) 学校では、著作物から複製した複製物を保存し、教育課程の展開に利用できるようにしていただきたい。

<説明> 学校における教育課程は学校の教育目標を達成するために総合的、かつ、客観的に編成されます。この教育課程を個々の教師が展開するのでありますから、担当する教師が自己の個人的な判断によって勝手に学習を進めていくわけではありません。教師の展開する学習は恣意的なものではなく、もっと客観的なものであります。したがって、教育課程の展開にあたって利用される資料は、その教師の特定の授業だけでなく、他の教師の授業にあっても使用できるものがあり、また保存して次年度の学習においても利用できるものも多々あることであります。教育課程の展開のために複製された資料は必要に応じ保存されることが望ましいわけであります。これは単に作成の便宜とか重複を省くというだけでなく、教師のいたずらな労力を軽減し、また基調の資源を愛護し、国民の税金によって賄われる予算をも節減する重要な意味をもっています。

(6) 小学校・中学校・高等学校における複製は、共同社会における利益そのものであることを理解していただきたい。

<説明> 小学校・中学校・高等学校における学習展開にあたって複製等の利用保存に対する(1)より(5)に至るわれわれの要請は学校教育の充実と文化社会の振興のため必要最少限のものであります。いうまでもなく、小・中学校における教育は憲法で認める義務教育であり、高等学校における教育も今や義務教育に準ずる国民教育であります。すなわち、共同社会における共同利益そのものであります。ここにまで著作権者が経済的権利を主張する根拠はないと思われます。

それでもなおかつ著作権者（あるいは出版権者）の権利を保護する要ありとするならばこれに要する許諾や著作権の使用料の支払いなどを含むいっさいの手続きは、学校の設置者あるいは国において包括的に処理することにしていただきたい。個々の学校や学校図書館あるいは授業を担当する教師にその責を負わせることは、特定の著作権者の所在を調べるという端緒的なことすら容易なことではなく結局不可能なことを強要することになります。それは当事者をしていわずらに困惑させ、萎縮させるばかりでなく、複製などをやめてしまおうか、違法行為、脱法行為に走らすだけであります。